

医学部附属板橋病院長 候補者選出委員会設置要項

令和元年11月22日制定

1 設置の趣旨

日本大学教育職組織規程第6条及び第15条において、日本大学病院長及び学部付属病院長は日本大学病院経営会議において選出された者について、理事会の議を経て理事長が任命することとされている(日本大学教育職組織規程第6条及び第15条)。

一方、特定機能病院(本学においては医学部附属板橋病院が該当(以下「板橋病院」という)における医療安全対策等のガバナンス強化を目的に平成28年6月10日付けで医療法施行規則が改正された。同改正では、特定機能病院の開設者(理事長)は、管理者(病院長)の選出にあたり、特別の関係がある者以外の者を構成員に含む合議体を設置し、その審査の結果を踏まえる旨が定められている。

これを受けて、日本大学病院経営会議の下部組織として、「医学部附属板橋病院長候補者選出委員会」を設置する。

2 委員会の設置根拠

日本大学教育職組織規程第15条
医療法第10条の2

3 委員会の名称

医学部附属板橋病院長候補者選出委員会

4 委員会の構成

- ① 委員会は、次の者をもって構成し、委員は理事長が委嘱する。
 - (1) 常務理事 (人事担当)
 - (2) 医学部長
 - (3) 医学部事務局長
 - (4) 医学部附属板橋病院事務長
 - (5) 本大学教職員 若干名
 - (6) 医療法等の定めるところにより、病院管理及び医療に係る安全管理又は法律に関する識見を有する者で、当該病院と利害関係のない学外者(以下「学外者」という) 2名以上
- ② 委員長は、常務理事(人事担当)とする。

5 委員の任期

委員長及び委員の任期は、日本大学病院経営会議への答申をもって満了とする。

6 委員会の業務

① 委員会は、次の業務を行う。

(1) 医療法等の定めるところに基づき、板橋病院の病院長候補者の適格性を審査・確認すること。

(2) 審査・確認の結果に基づき、板橋病院の病院長候補者を日本大学病院経営会議に答申すること。

(3) 病院長候補者の選出、答申及び病院長任命に係る内容をホームページ等により学外に公表すること。

7 委員会の開催

委員会は、必要に応じて開催する。

8 設置年月日

委員会は、令和元年12月1日付で設置する。

9 所管部署

本委員会の業務は、板橋病院庶務課に委託し、人事部及び病院経営指導管理オフィスがこれを指導・監督する。

以 上